【審査基準】

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(抜粋)

(登録)

- 第二条 県内(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の区域を除く。)において、 浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、 知事の登録を受けなければならない。
- 2 登録の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
 - 一 当該登録に際し、五年以上引き続き県内において浄化槽保守点検業を営んでいること、過去五年間において浄化槽法第十二条第二項の規定による命令を受けていないことその他の浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として規則で定める基準に適合すると認められた者 五年
 - 二 前号に掲げる者以外の者 三年
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録 を受けなければならない。
- 4 更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

- 第三条 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 営業所の名称及び所在地
 - 三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五条第一項において同じ。)の氏名
 - 四 営業区域に係る市町村名
 - 五 営業所ごとの浄化槽管理士の氏名、その者の浄化槽管理士免状の交付番号及びその 者が担当する区域
 - 六 営業区域に係る市町村ごとに浄化槽の清掃に関し連絡をとる浄化槽清掃業者の氏名 又は名称及び営業所の所在地

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 申請者が第五条第一項第一号から第七号まで及び第九号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - 二 第九条第二項に規定する器具の明細書
 - 三 その他規則で定める書類

(登録の実施等)

- 第四条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により 登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年 月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、直ちにその旨を当該申請者及び当該申請 者の営業区域を管轄する市町村長に通知しなければならない。
- 3 何人も、知事に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守 点検業者」という。)に係る浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求する ことができる。

(登録の拒否)

- 第五条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しく はその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が 欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
 - 一 浄化槽法若しくは同法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に 違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな った日から二年を経過しない者
 - 二 第十三条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経 過しない者
 - 三 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第十三条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその浄化槽保守点検業者の 役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
 - 四 第十三条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない 者
 - 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条 第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経 過しない者(第九号において「暴力団員等」という。)
 - 六 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - 七 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

- 八 第九条第一項又は第二項に規定する要件のいずれかを欠く者
- 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を 当該申請者に通知しなければならない。

(変更の届出等)

- 第六条 浄化槽保守点検業者は、第三条第一項各号に掲げる事項の変更があつたときは、変 更の日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、届出があつた事項を浄化 槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による登録をした場合において、その登録が第三条第一項第四号に 掲げる事項の変更に係るものであるときは、遅滞なく、当該登録をした旨を当該変更に係 る市町村長に通知しなければならない。

(営業所及び浄化槽管理士の設置等)

- 第九条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所ごとに次の各号のいずれに も該当する浄化槽管理士を置かなければならない。
 - 一 当該浄化槽保守点検業者の専属であること。
 - 二 当該営業所の専任であること。
- 2 浄化槽保守点検業者は、営業所に規則で定める器具を備えなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、前二項の規定のいずれかに抵触することとなつたときは、三週間以内にその規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

(浄化槽管理士に対する研修)

第九条の二 浄化槽保守点検業者は、その営業所に置く浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守 点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修の機会を与えなければならない。

(浄化槽の保守点検の実施等)

- 第十条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。
- 2 前項の場合においては、浄化槽保守点検業者は、当該浄化槽管理士に、その資格を証する書類として規則で定める書類を携帯させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自らこれを携帯しなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行つたときは、速やかに、当該浄化槽の管理者に対し、次に掲げる事項を書面(第二号及び第三号に掲げる事項にあつては、規則で

定める様式による書面)により通知しなければならない。ただし、第五項ただし書の規定による委託を受けた浄化槽の保守点検を行つた場合については、この限りでない。

- 一 浄化槽の保守点検の結果
- 二 浄化槽の清掃をすべき時期
- 三 浄化槽法第七条第一項又は第十一条第一項の水質に関する検査を受けるべき時期
- 四 その他浄化槽の適正な維持管理に必要な事項
- 4 浄化槽保守点検業者は、前項の規定による同項第二号に掲げる事項の通知をした場合において、当該浄化槽の管理者が清掃の委託をし、又はしようとする浄化槽清掃業者があるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、当該通知をした旨を連絡しなければならない。
- 5 浄化槽保守点検業者は、委託を受けた浄化槽の保守点検を他人に委託してはならない。 ただし、浄化槽の管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を規則で定める基準に従っ て他の浄化槽保守点検業者に委託する場合は、この限りでない。
- 6 前項ただし書の規定による委託を受けた浄化槽保守点検業者は、当該浄化槽の保守点 検を行つたときは、速やかに、当該浄化槽の管理者に対し、第三項第一号及び第四号に掲 げる事項を書面により通知し、かつ、当該委託をした浄化槽保守点検業者(以下「再委託 者」という。)に対し、当該通知の内容を報告しなければならない。
- 7 再委託者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該浄化槽の管理者に 対し、第三項第二号及び第三号に掲げる事項を規則で定める様式による書面により通知 しなければならない。
- 8 第四項の規定は、再委託者が前項の規定による第三項第二号に掲げる事項の通知をした場合について準用する。

(登録の取消し等)

- 第十三条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 偽りその他不正の手段により第二条第一項又は第三項の登録を受けたとき。
 - 二 第五条第一項第一号、第三号又は第五号から第九号までのいずれかに該当すること となつたとき。
 - 三 第六条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 四 第十条第一項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つたとき。
 - 五 この項の規定による停止の命令に違反したとき。
- 2 知事は、前項の規定による処分をしたときは、その理由を示して、直ちにその旨を当該 処分に係る者及びその者の営業区域又は営業区域であつた区域を管轄する市町村長に通 知しなければならない。

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(抜粋)

(浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

- 第一条浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年愛知県条例第二十四号。以下「条例」という。)第二条第二項第一号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 五年以上引き続き県内において浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検 業」という。)を営んでいること。
 - 二 過去五年間において、次に掲げる不利益処分を受けていないこと。
 - イ 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。)第十二条第二項の 規定による改善措置の命令
 - ロ 法第三十二条第二項の規定による登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止の命令
 - ハ 法第四十一条第二項の規定による許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止の命令
 - ニ 条例第十三条第一項の規定による登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止の命令
 - ホ 名古屋市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例(昭和六十年名古屋市条例第四十二号)第十三条第一項の規定による登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止の命令
 - へ 豊橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成十年豊橋市条例第五十三号) 第十三条第一項の規定による登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止の命令
 - ト 岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成十四年岡崎市条例第五十五 号)第十三条第一項の規定による登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止 の命令
 - チ 一宮市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(令和二年一宮市条例第六十四号) 第十四条第一項の規定による登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止の命令
 - リ 豊田市浄化槽保守点検業者登録条例 (平成九年豊田市条例第三十七号) 第十三条第 一項の規定による登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止の命令
 - 三次に掲げる事項について、インターネットを利用する方法により公表していること。
 - イ 氏名又は名称及び住所
 - ロ 営業所の名称及び所在地
 - ハ 法人にあつては、その設立年月日、資本金又は出資金並びに役員(業務を執行する 社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)の氏名及び就任年月日
 - ニ 営業区域に係る市町村名

- ホ 浄化槽保守点検業の内容
- 四 法人税、消費税、住民税(県民税及び市町村民税をいう。)、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。)並びに労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。)を滞納していないこと。
- 五 当該登録の申請をする日(以下この号において「申請日」という。)の属する年度(当該申請日が当該申請日の属する年度の四月一日から九月三十日までの間にあるときは、当該申請日の属する年度の前年度)前二年度のいずれかの年度において、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 県内において知事が定める回数以上の浄化槽の保守点検を行つていること。
 - ロ 県内において保守点検を行つた浄化槽に占める法第七条第一項又は第十一条第一項の水質に関する検査並びに法第十条第一項の浄化槽の保守点検及び清掃が必要な 回数行われているものとして知事が定める浄化槽の割合が知事が定める割合以上で あること。
- 六 営業所に置く浄化槽管理士(やむを得ない理由があると知事が認める浄化槽管理士を除く。)のいずれもが、過去五年間において、県その他知事が定める団体が行う浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修を二年を超えない期間ごとに受けていること。

(登録の申請)

- 第一条の二 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年愛知県条例第二十四号。 以下「条例」という。)第三条第一項の申請書の様式は、様式第一のとおりとする。
- 2 条例第三条第二項第三号のその他規則で定める書類は、次のとおりとする。
 - 一 浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し
 - 二 事業計画の概要を記載した書類(様式第二)
 - 三 営業所の平面図及びその付近の見取図
 - 四 次に掲げる申請者(条例第二条第一項又は第三項の登録を受けようとする者をいう。 以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - イ 法人である申請者次に掲げる書類
 - (1) 当該法人の登記事項証明書
 - (2) 当該法人の役員(条例第三条第一項第三号に規定する役員をいう。以下この号及び第四条第二項第三号において同じ。)の住民票の写し
 - (3) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である役員にあつては、その法定代理人の住民票の写し(当該法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

- ロ 個人である申請者次に掲げる書類
 - (1) 当該申請者の住民票の写し
 - (2) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である申請者にあつては、その法定代理人の住民票の写し(当該法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
- 五 営業所に置く浄化槽管理士の浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図る ための研修の計画の概要を記載した書類
- 六 条例第二条第二項第一号に掲げる者として同条第一項又は第三項の登録を受けよう とする場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 前条第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合することを誓約する書 類
 - ロ 前条第三号及び第四号に掲げる基準に適合することを証する書類

(器具)

第六条 条例第九条第二項の規則で定める器具は、別表のとおりとする。

別表 (第六条関係)

マンホールふたあけ用具 スカム厚測定器具 汚泥厚測定器具 パイプ及びスロット掃除器具 きよう雑物かき上げ用具 メスシリンダー 透視度計 温度計 水素イオン濃度指数測定器具 溶存酸素計 残留塩素測定器具 塩素イオン濃度測定器具 亜硝酸性窒素測定器具 テスター 水準器 グリースガン